広島市政と市民

みんなで
平和を
考えよう

特集号No 281

原点に帰って平和を見つめなおそう

ことしも、あの日から数えて二十三度目の八月六日を迎えようとしています。

ふり返ってみれば、人類史上初めて核分裂エネルギーを兵器として使用し、一瞬にして数十万の人々を殺傷させられた広島が、犠牲者のめい福を祈り、その悲惨な体験にもとづいて、世界の平和と人類の恒久的な繁栄を訴え続けてきた原爆死没者慰霊式と平和記念式にも、そのときどきの世情をうつし出していました。

復興への意欲を強調した第一回平和祭、突如取りやめと決定された昭和二十五年、原水爆禁止の声が世界中に高まり、政党政派をこえて広島に結集した昭和三十年、原水爆禁止の声をふえにじるようにして続けられる核実験、やがて国際間の緊張を背景としたいわゆる分裂集会など――こうした変転をみ見守ってきた広島市民は、平和への祈りや訴えはむなしくないものであるとあきらめ、「そっとしておいてほしい」と言うことが代表するように、あの日のいたましい事実は、被爆関係者の胸に秘め込まれてしまうかのような状況が見られる今日です。

わたくしたち広島市民が核問題に、世界の平和を口につぐことは、あのいたましい事実にもとづいて与えられた世界最初の被爆地広島の市民としての権利を放棄し義務を怠ろうとしていることではないでしょうか。

広島市では、いまこそ、全市民が力を合わせ、広島の声を世界のすみずみにまでひびき渡らせることの必要なときだと決意しています。そのためには、八月六日の原爆死没者慰霊式と平和祈念式に全市民が参加され、慰霊碑を前に平和を求める広島の意志を強く示していただかなければならないと呼びかけています。

ことしは会場の準備にもこの意図を生かし、イス席を倍加させ、整然とした式典とするため、参道や席を花ヨで区切り、これまでそれぞれの立場で平和運動を推進されてきた平和アピール七人委員会（原水協、原水禁、核禁会議、世界連邦諸団体などの団体代表を市民の名において式典に招くなどの配慮も加えています。

また八月六日午前八時十五分には、全市のサイレン、寺院の鐘をならし、原爆死没者のめい福を祈るため、一分間の黙とうをささげます。式典に参加できないみなさんも、これを合図に死没者の霊に祈りをささげていただき、平和公園を中心に、全市いっせいに平和への誓いを新たにしたいものです。

平和への誓いを新たに
八月六日の式典にご参加を

被爆二十三年の原爆死没者慰霊式と平和祈念式は、香煙けむる慰霊碑前の静かなたたずまいの中でおごそかに始められます。

まず、山田市長が原爆死没者の名簿を慰霊碑に奉納したあと、浅尾市議会議長の式辞があり、続いて、遺族代表、被爆者代表などから慰霊碑に花輪が捧げられます。セキひとつない静寂さの中で、運命の瞬間八時十五分を告げる平和の鐘が遺族代表によって打ち鳴らされ、それを合図に、思い出も新たに一分間の黙とうが捧げられ、原爆死没者のめい福を祈ります。シンと静まりかえった会場の一席

原爆死没者慰霊式と平和祈念式の式次第

から、山田市長が、全世界に向かって「平和宣言」を力強く読みあげ、式典のふんい気を最高潮に盛りあげたところで、平和の鳩約千羽が大空に舞い立ちます。続いて基町高校と観音中学校生徒約百名による合同吹奏楽団の伴奏で、広島少年合唱隊、各職域合唱団約五百名のリードのもとに、参列者全員が「ひろしま平和の歌」を高らかに大合唱し、内閣総理大臣、衆参両院議長、県知事、県議会議長ら、来賓のあいさつがあり、最後に、ローマ法王パウルス六世からの平和へのメッセージが読みあげられ、午前八時三十分、意義深い式典の幕を閉じます。

編集・発行／広島市市長室広報課（電話代表 45－2111）　印刷／株式会社 文化社　　発行日／昭和 43年 7 月 31 日

平和への歩み

昭和二十年

八・六＝史上最初の原爆が広島へ投下　八・一〇＝日本、スイス政府をつうじて米政府へ原爆使用に抗議　八・二四＝七十年生物不毛説が流れる。

昭和二十一年

一・二一＝国連に原子力委員会を設置　五・一＝広島・長崎に白血病患者が出はじめる　七・二一＝米、ビキニ環礁で原爆実験　八・五＝平和復興市民大会開く。

昭和二十二年

六・二〇＝広島平和祭協会設立　八・六＝浜井市長が世界百六十都市へ平和のメッセージを送る。

昭和二十四年

二・一八＝八月六日を「平和の日」として国民休日とするよう国へ請願　七・一四＝ABCC広島研究所、宇品町旧旅館で開所式　七・二二＝広島市、トルーマン大統領への平和請願十万人署名運動を展開することを決定　八・六＝平和記念都市建設法公布　九・一七＝ノーマン・カズンズ氏が原爆孤児の精神養子運動を提唱

昭和二十五年

一・一九＝ABCC、調査状況を初めて発表　七・一六＝浜井市長、朝鮮での原爆使用反対を強調　八・二＝平和祭中止を決定　八・二六＝精神養子百五十二人が縁組み　一〇・一＝原爆被爆生存者の全国調査を国勢調査付帯調査として実施

昭和二十六年

五・一＝広島市、原爆死没者調査を実施　八・六＝峠三吉氏、原爆詩集を出す　一〇・二＝「原爆の子」を出版

昭和二十七年

二・一七＝原爆の子友の会生まれる　四・二八＝講和条約発効　七・二二＝原爆慰霊碑の碑文できる　八・六＝原爆被害者の会誕生　一〇・三＝英、初の原爆実験

昭和二十八年

二・二二＝広島子どもを守る会結成　三・六＝原対協、初の地元治療を開始　八・一二＝ソ連、水爆実験に成功

昭和二十九年

三・一＝第五福竜丸が"死の灰"を浴びる　五・一五＝原水爆禁止広島市民大会を開催　五・二五＝広島市議会、原爆障害者治療費国庫負担と原水爆禁止を決議　八・二一＝広島県民の原水禁署名が百万を突破　九・二三＝第五福竜丸久保山愛吉氏、放射能症で死去　一〇・八＝国連本部、広島の署名請受理を発表　一〇・三〇＝広島市議会で世界連邦都市宣言を採択

昭和三十年

四・二五＝原爆裁判が始まる　五・五＝原爆おとめ二十五人、治療のため米国へ出発　八・六＝第一回原水爆禁止世界大会を開催

平和記念公園――慰霊碑前の芝ふが、ことしは一段と緑を濃くしている。子どもづれの家族が、群がるハトと遊んでいる。恋人同士であろうか、若いふたりが慰霊碑への参道を行く、リュックを背負った学生らしい旅行者が、カメラに向かってポーズをとった。

二十三度目の平和祈念式を迎えようとする平和記念公園では、いたるところに、こうした情景が見られる。なごやかな、ほんとうに平和公園にふさわしい情景である。

わたくしたちは、こうした平和な風景がいつまでも続き、いまよりももっと深いものになってほしいと祈らずにはおられない。しかし、そのような祈りをこめるとき、平和な世の中というものは放っておいても、築きあげられるものだろうかという疑問がわいてくる。核実験が行なわれた、ベトナム戦争がまだ終わらない、という話を聞かされるたびに、このままでいいのかという疑問がわき、放っておくことへんなことにならないか、という不安な気持ちにかりたてられることもある。

しかし、疑問がわいたり、不安になったりはするが、わたくしたちには、それよりももっと気がかりな生活がある。子どもを保育園に入れる、交通事故に合わないように、小さくてもよい自分の家がもちたい――毎日毎日、めまぐるしく起こってくる問題と一生懸命取りくんでいるうちに、こいんだ、核実験の禁止や世界の平和は政治家や平和運動家の役目で、われわれ庶民がかかわり合うことではないんだときめつけたくもなる。おそらくそれがわたくしたち庶民のいつわらない気持ちであろう。

昭和27年8月6日・丹下健三氏設計の原爆慰霊碑が除幕され、5万7千9百2人の原爆犠牲者の過去帳が奉納された＝国新聞社提供

だが、もう一度わたくしたち自身の胸に聞いてみよう。「ほんとうにそれでいいのだろうか……」

二十三年前の八月六日、午前八時十五分、ちょうどその時、一発の原子爆弾がさく裂し、広島は死の町と化してしまった。地獄さながらの様相は、とてもペンで書き尽されるものではない。

「おかあちゃん！」、「先生！」「助けて……」と口々に叫ぶ少年たち、建物疎開で「天皇陛下万歳！」と叫んでこと切れた中学生、全身赤むげの裸体をさらけ出して右往左往する中年の男、髪をふり乱してわが子の名を呼ぶ母親の姿、ピカドンと同時に白骨となった電車の運転手、焼けただれた口に注いだ水が死期を招いた女教師、こわれた家屋の下敷きになって助けを求める老人――広島の土は、広島の川は、見てはならない光景を見、聞いてはならない声を聞いたわたくしたちの広島は、その土と川にはぐくまれ、市民のたゆまぬ復興への熱意と努力に支えられて、ここまで成長し発展した。そのうえに、わたくしたちの生活が築かれている。

二十三年前、一瞬にして命をうばわれ、無残な傷を負わされた人々も、とぼしい食糧を分け合い、家を離れた肉親の安否を気づかいつつ、一日も早く戦争が終わることを待ちのぞんでいた、ごく普通の父母・兄弟であり、先生であり生徒であったはずだ。

初孫の誕生に生きることの喜びを覚えた老婆、いたずら坊やをしっかりだいた父親――戦争の渦の中にまき込まれながらも、その時その瞬間の幸福にひたりきっていた善良な人たちばかりである。

その幸福が無残にもうちくだかれた。前ぶれもなく情ようしゃもなく、ひとなみにされてしまったその痛ましい事実をふりかえるとき、わたくしたちは、いま、だきしめている安らぎ、喜び、そして幸福をむざむざとうばい去られないため、懸命な努力を払わなければならないことに気づくだろう。

ほんとうの幸福とは、うすっぺらな紙を重ねたように、その時その瞬間の喜びを積みあげて得られるものではない。どんな障害にも負けず、大木のように、強く大きくどこまでものびきっていくものでなければならない。その大木は平和という大地にだけ芽をふき成長するものである。

わたくしたちの幸せは、世界がいつまでも平和であってはじめていつまでも保ちつづけられるものである。わたしたちの生活が幸せであってほしいと望むことは、とりもなおさず、世界が平和であってほしいと望むことである。

「平和とは何か」とたずねればおそらく「戦争がないこと、核実験をやめさせること」と答えが簡単に返えされてくるだろう。だがそのとき「わかっていても、どうにもならないんだ」というあきらめもいっしょに返ってくるであろう。

しかも、こうしたやり場のない気持ちを「平和問題はすぐ政治とむすびつくからついていけない」と切り捨ててしまいがちである。たしかに、平和の問題を、すぐさま政治問題に結びつけられたのでは、とまどってしまうだろう。だからといって、切り捨ててしまったのでは、正しいとはいえない。

わたしたちが、ほんとうに言いたいのは、平和の問題をもっと身近な生活に根ざしたことから考え出発しなおしてほしいということではなかろうか。買物かごをさげた主婦が物価高に頭をなやまし、恋人同士がマイホームを語って未来に夢をたくすこと、そんなあたりまえのことから、世の中がほんとうに平和でなければならないことをしっかり自覚し、みんなに訴えしかける勇気が生まれるものであってほしい。

世界平和の確立は、個人生活の平おん無事を祈ることだけで達成できるほど簡単なものではない。しかし、そのような祈りをも吸いあげていく幅広い強固な基礎がなければならないことをあえて主張したい。

「平和運動は原点に帰れ」と叫ばれている。原点――つまり広島長崎のあの悲惨な事実へもう一度たち帰えって、平和運動の再建をはかろうということである。

その原点に住むわたくしたち広島市民は、この呼びかけに共鳴しなければならない。被爆者や遺族の「そっとしておいてほしい」という気持ちもよくわかる。しかしわたくしたち広島市民が口をつぐんでしまったのでは、被爆者の尊い犠牲をあだにし、世界の人々の期待をうらぎり、核時代と呼ばれる新しい世界の恒久平和を築く石づえとなるべき広島の義務を忘ってしまうことになるであろう。

不幸にして、平和運動は三つに分裂している。決して好ましいことではないが、これらの運動の果たした歴史的事実は、事実として忘れてはならないし、世界への警鐘の意味で戦争勢力への大きなブレーキとなってきたことも評価しなければならない。しかし、反面多くの市民や被爆者が、「イデオロギーの大きな支配下で、政治的になった運動にはもうついて行けない」と、運動を批判し、運動に怒って、離散して行ったことも事実であった。「八月六日を静かな祈りの日としてほしい」という被爆者や遺家族の素朴な願いは決して無視できない。だが、いっぽうでは、「今日の時点で、もう素朴な祈りや願いだけでは、生活の不安を取りのぞくことはできないし、原水爆や戦争を防止することもできない。だから、八月六日は原爆死没者のめい福を祈ると同時に、反省と誓いと、さらには行動を起こす日とすべきだ」という人たちも存在している。つまり、八月六日を祈りの日とするとともに、「過ちは繰り返しませぬから…」という碑文のことばのように、戦争をふたたび繰り返さないという新たな決意を披歴する日としなければならない、とこの人たちは訴えている。

昭和三十年八月六日から八月八日まで、「第一回原水爆禁止世界大会」が広島市公会堂で開催された＝中国新聞社提供

住民の生活に不安を与えている最近における一連の事件――たとえば、呉地区の弾薬集散基地化に対して、広島県議会や呉市議会が党派をこえて反対していることを見てもわかるように、庶民のささやかな生活に不安を与えることがらを、わたくしたちは、生活に照らして直視しなければならない。

平和運動の出発はそこからだ

平和運動の出発はそこからだ

礼、広島を出発　三・一五＝衆院核実験禁止に関する決議案を可決　八・六＝原水禁世界大会、分裂状態で閉幕　一一・一＝国際軍精要求デー　一二・三＝広島市で原水禁国民大会開く。

昭和三十八年

八・五＝米英ソ三国、部分核停条約に調印　八・五＝第九回原水禁世界大会開く。社会党・総評、世界大会に不参加　八・六＝広島で激しい中ソ対立　一〇・一七＝広島・アウシュビッツ委員会発足　一二・七＝「原爆投下は国際法違反」と原爆訴訟に東京地裁が判決

昭和三十九年

三・二七＝原水爆被災三県連絡会議発足　四・三＝衆院本会議、原水爆被爆者援護強化に関する決議案可決　八・五＝被災三県連主催の原水禁広島大会総会　一〇・六＝中共、初の核実験に成功

昭和四十年

二・一＝原水禁日本国民会議結成　一一・一＝厚生省、原子爆弾被爆者実態調査を実施

昭和四十一年

七月一日＝広島市議会が「広島原爆被害者援護対策協議会」の設置を決める　八・一＝広島市、原爆ドーム保存と四千万円募金を決定　一一・一＝原爆ドーム保存募金を開始

昭和四十二年

六・一七＝中国、初の水爆実験に成功　八・五＝原爆ドーム保存工事完工式　一〇・一三＝広島平和文化センター発足　一一・一＝厚生省、原爆被爆者実態調査をまとめる　一一・一〇＝原爆被災記録映画返還される。（中国新聞社発行の「ヒロシマの記録」年表・資料編から抜すい）

平和文化センターの役割と事業

市民の平和意識の高揚を

講演会や市民講座などを開催

「平和運動をどのように推進めて行くか」、「どのようにして市民の平和意識の高揚をはかって行くか」などの問題を総合的に調査・研究する機関として、広島市では、昨年の機構改革で平和文化センターを設置しました。

平和文化センターでは、①平和に関する諸問題の総合的な調査・研究②平和に関する情報や資料の収集・整理③国際文化会館建設の調査・企画④平和に関する事業や行事の企画と実施⑤平和記念施設を中心とする文化施設の整備とその管理の基本的な総合方針の策定と実施⑥平和関係諸団体との連絡調整――などの事業を推進することになっています。

これらの事業の実施に当たっては、できるだけ市民や有識者の意見を反映させるため、昨年の十二月に平和文化推進の相談機関として、平和文化審議会（会長山本正房・広島商工会議所会頭）を設けました。委員会は小谷鶴次広大教授、村上安恵市婦連会長、広瀬ハマ子女学院大学長、森滝市郎県被団協理事長ら二十四名で構成されています。

また、最近、東警察署をはじめ各機関や団体から提出する事業計画を審議検討することになっています。

平和文化センターの事業計画によると、まず、平和を築く広島の役割りを強調するとともに、国の内外へ広島の声を訴えるため、市民運動の発足とその動き、平和諸団体の活動や被爆者の訴えをとらえた「平和の歩み」を発行します。

また、最近、東警察署をはじめ各機関や団体の協力を得て、原爆死没者のめい福と世界平和を祈願するため、広島市が主催する「平和への夕べ」音楽会に出席して、市民のみなさんとともに、八・六前夜にふさわしい曲目を演奏します。

「平和への夕べ」音楽会のプログラムは、つぎのとおりです。みなさんおさそい合わせのうえ、できるだけ多くのご参加をお待ちしております。

（1）ベートーベル作曲「エグモント」序曲
（2）ビゼー作曲「アルルの女」第二組曲
（3）ベートーベル作曲「交響曲第八番ヘ長調」
（4）J・シュトラウス作曲「美しく碧きドナウ」
（5）ビゼー作曲「アルルの女」第二組曲
（6）ベートーベル作曲「交響曲第八番ヘ長調」
（7）ビゼー作曲「アルルの女」第二組曲

指揮：井上一清氏
歌唱指導：「ひろしま平和の歌」
指導は樋口正司氏、合唱

とき：八月五日（月）午後六時三十分開場、同七時開演
ところ：広島市公会堂
あいさつ：山田市長
演奏曲目：①序曲エグモント（ベートーヴェン作曲）②交響曲第八番ヘ長調「未完成」（シューベルト作曲）③円舞曲「美しく碧きドナウ」（J・シュトラウス作曲）④「アルルの女」第二組曲（ビゼー作曲）

入場整理券は、市役所本庁舎、南庁舎の受付け、青少年センター、市内のレコード・楽器店においておくほか婦人会、遺族会、平和・文化団体、大学・高校の音楽サークルなどをつうじて配布することにしています

「平和への夕べ」音楽会

ジュベルト、ビゼー作品など

広島市民交響楽団が演奏

広島市民交響楽団（会長山田市長）は、楽団員自らが音楽を楽しむというだけでなく、開く人たちにも共感を呼びおこさせ、それを、平和精神の高揚と地方文化の向上にふり向けようという、大きな目標を持って活動を続けています。

この広島市民交響楽団が、八月六日の平和祈念式典に原爆に関する貴重な資料がぞくぞく発見されていますが、こうした原爆関係や平和文化に関するいろいろな資料を収集し、体系的に分類・整理して、被爆の実相をはじめ各機関や団体の協力を得て、原爆死没者のめい福と世界平和を祈願するため、広島市が主催する「平和への夕べ」音楽会に出席して、市民のみなさんとともに、八・六前夜にふさわしい曲目を演奏します。

「平和への夕べ」音楽会のプログラムは、つぎのとおりです。みなさんおさそい合わせのうえ、できるだけ多くのご参加をお待ちしております。

（1）ベートーベル作曲「エグモント」序曲
（2）ビゼー作曲「アルルの女」第二組曲
（3）ベートーベル作曲「交響曲第八番ヘ長調」
（4）J・シュトラウス作曲「美しく碧きドナウ」
（5）ビゼー作曲「アルルの女」第二組曲
（6）ベートーベル作曲「交響曲第八番ヘ長調」
（7）ビゼー作曲「アルルの女」第二組曲

指揮：井上一清氏
歌唱指導：「ひろしま平和の歌」
指導は樋口正司氏、合唱

とき：八月五日（月）午後六時三十分開場、同七時開演
ところ：広島市公会堂
あいさつ：山田市長
演奏曲目：①序曲エグモント（ベートーヴェン作曲）②交響曲第八番ヘ長調「未完成」（シューベルト作曲）③円舞曲「美しく碧きドナウ」（J・シュトラウス作曲）④「アルルの女」第二組曲（ビゼー作曲）

入場整理券は、市役所本庁舎、南庁舎の受付け、青少年センター、市内のレコード・楽器店においておくほか婦人会、遺族会、平和・文化団体、大学・高校の音楽サークルなどをつうじて配布することにしています

8月5日の平和行事

「いかに平和を訴えるべきか」

問題提起者を中心に討論会

「平和を語る」シンポジュウム

八月五日に行なわれる音楽会、レンポジュウムのくわしいことは、平和文化センター（平和記念館内　電話四一―五二四六）へおたずねください

平和記念施設を中心とする文化施設の整備は、平和記念公園を聖域地区として明確化するとともに、平和記念施設は、平和を祈り、考え、平和を築く象徴の場であることを理念として、記念館、資料館、公会堂を関連施設として国際平和都市の理想にふさわしいものにするための基本方針を策定します。

平和関係諸団体との連絡調整業務では、団体名簿を作成するとともに平和諸団体との連絡会議を開き、団体相互の話し合いの場をつくり、また、世界連邦都市宣言にもとづき、関係団体との共催で市民講座やご参加講演会を定期的に開催して行く考えです

「平和をどのように訴えて行けばよいか」を、活発に検討していただきたいと思います。

した企画調査報告書の概要がまとまったので、四十三年度では、建設の基本計画を専門機関へ委託しその完成を待って、平和文化審議会の意見やアイディアをとり入れながら、具体的な建設構想を進めて行く計画です。

平和に関する事業や行事は、毎年、平和記念日を中心にシンポジュウムなどを開くほか五月には憲法記念講演会、十一月には平和文化講演会、また、十月には「平和をつくる市民の集い」を開きます

は世界平和のために何をなすべきか」という、根本的な問題を深く掘り下げる必要があります。

広島市では、このような観点に立って、「第一回平和を語る市民の集い」をシンポジュウム形式で開きます。これは、谷川徹三（元法大総長）、今堀誠二（広大教授）、荘司雅子（広大教授）、小林省三（YMCA主事）の諸権威を招いて行ない、このかたから問題提起をしていただき、それを軸にしながら、参加者のみなさんとの討論によって進めて行くものです

とき：八月五日（月）午後二時から同五時まで。
ところ：平和記念館講堂
主題：「ヒロシマはいかに平和を訴えるべきか」
市民のみなさんの積極的な

ヒロシマ

広島市政と市民

市民ダイヤル
43－6783
43－0440
市政に対する苦情、要望、意見などは、この市民ダイヤルで、公聴課へおかけください。
8月1日号　No 282

ひとり1日バケツ3バイ分の節水を
夏の給水危機をのり切るため

毎年、夏になると暑さのため水の使用量が大幅に増加しますので、水道局では給水施設などをフル回転させて水を確保し、できるだけごめいわくをおかけしないようにしてきましたが、ことしは、すでに、7月24日の給水量が272,000立方㍍になり、昨年の8月12日と8月24日の265,000立方㍍を7,000立方㍍もオーバーしています。

現在の最大給水能力は275,000立方㍍ありますが、夏における最大給水能力の限界は、255,000立方㍍です。これは、夏になると、最大給水能力275,000立方㍍のうち、牛田取水口から取水しなければならない20,000立方㍍の水が、太田川の河川水位の高低によって左右され、低い水位のときは取水管が露出するため取水が不能になり、高い水位のときは海水（塩分）が取水口に逆上して混入し、取水できなくなるからです。

最近の太田川の流量は、昨年の渇水期以下の流量で、満潮、干潮の潮位は、大潮、中潮小潮と約2週間を週期にしてまわってきますので、おそらく、8月の酷暑期には、推定280,000立方㍍になるものと思われます。とくに、8月8日・9日・10日・26日27日は、大潮の日に当り、渇水により水位が低くなるため、最大のピンチの時期になることが予想されます。

したがって、現有能力では、どのような技術的な操作をこうじても、予想される最大給水量280,000立方㍍を給水することはとうてい不可能ですから、やむを得ず使用量の少ない時間を見はからって、バルブを調整する措置をとらせていただきます。

そのために、圧力の低下をきたし、周辺部の高台地区では出水不良になったり、全般的に赤い水が出たり、場所によっては時間断水の状態になったりしますので、現状をご理解いただくとともに、この夏の給水の危機をのり切るため、午前9時以前の約1時間、午後5時以前の約1時間、同5時以後の約2時間、ひとり当り1日3バイ（33リットル）分の水を節約していただくよう、ご協力をお願いします。

水は家庭の営みや工場、事業所などの生産力の大きな糧で、それだけに、水道局では、いろんな事業に力を入れています。現在進めている5期拡張事業により、来年の夏までには、安佐郡佐東町緑井に新しく給水能力10万トンの浄水場ができあがりますので、来年から、夏の給水危機も解消できます。

貸付け

市の中小企業融資制度の貸付けワクを増額

広島市では、8月1月から、中小企業者を対象にした融資制度の預託資金を、7,000万円増額し、総額は4億7,000万円になり、貸付けワクを約10億円にしました。

市が実施している中小企業融資制度には、①設備資金のための「設備近代化融資制度」②短期小口の運転資金を扱う「広島中小企業協同組合融資制度」③長期運転資金のための「経営安定資金融資制度」――の3つの制度がありますが、このたびは、「経営安定資金融資制度」のための資金を追加して預託したものです。

くわしいことは、市役所商工相談課（電話45―2111内線337）へお問い合わせください。

新しく「食品貸付け」など
国民金融公庫で

国民金融公庫では、新しく「食品貸付け」と「流通近代化資金貸付け」を実施しています。

▨食品貸付け
対象業種／青果、魚介類、米穀、酒類、乳類食品製造、総合食料品の各小売業。
使途／近代化、合理化設備、衛生防災設備
貸付け限度／1,000万円。利率は設備の種類により、年8分2厘、年7分7厘、年6分5厘の3種類がある。

▨流通近代化資金貸付け
対象／卸売業、小売業
使途／集配センター、セルフサービス店、ボランタリーチェーンのモデル店舗、共同施設の各設備
貸付け限度／600万円

いずれも、くわしいことは国民金融公庫広島支店（電話41―2231）まで。

元宇品海水浴場へどうぞ
8月25日まで

ことしも暑い夏がおとずれ、海水浴は楽しい日課のひとつになります。広島市では、8月25日（日）まで、元宇品海水浴場を開設しております。開場時間は毎日午前9時から午後5時までです。マス席は125マスあり、1マスの料金は500円、一般席は10マスでひとり当りの料金が50円になっています。

そのほか、売店5か所、救護所1か所、監視所3か所、シャワー施設3か所、ボート乗り場3か所、便所3か所があります。

元宇品海水浴場で、夏のひとときをお家族づれでお過しください。

原爆死没者の供養行事　8月6日に各宗派で

8月6日原爆死没者の供養行事をつぎのとおり行ないますので、ご遺族のかたは、多数ご参拝ください。
とき／43年8月6日　午前6時30分開式　同7時30分閉式
ところ／平和記念公園内　原爆供養塔前
各宗教派別供養行事は、つぎのとおり行なわれます。
真宗西本願寺派＝8月5日午後8時から　淡交会広島支部＝8月6日午前8時から献茶式　神社庁＝8月6日午前8時30分から　大本教＝8月6日午前9時から　救世教＝8月6日午前9時30分から　浄土宗＝8月6日午後6時から　真言宗＝8月6日午後6時30分から　真宗東本願寺派＝8月6日午後7時から　キリスト教（プロテスタント）＝8月6日午後7時30分から　日連宗＝8月6日午後8時から　曹洞宗・臨済宗＝8月6日午後8時30分から

編集・発行／広島市市長室広報課（電話代表45－2111）　印刷／株式会社柳盛社印刷所　発行日／昭和43年8月1日

ご応募ください

児童・生徒発明くふう作品を
9月29日までに各学校でまとめて

ことしも、生徒・児童発明くふう展を開催します。生徒・児童発明くふう展は、子どもたちが創意くふうした作品を広く募集して、発明思想を高め、教育や産業の振興に役だてる目的で行なわれるものです。生徒・児童のみなさんは独創力とアイディアを生かした作品を多数出品してください。
申込み期間／9月1日（日）から、9月28日（土）まで。
申込み方法／各学校ごとにまとめて、市役所商工課（市内国泰寺町一丁目6―32）へ。
応募資格／市内の小・中・高校の児童・生徒
賞／広島市長賞2点、広島商工会議所会頭賞2点など。
くわしいことは、商工課（電話45―2111内線693）へおたずねください。

情操を養う青少年芸術劇場
8月20日に公会堂で

青少年のみなさんに、すぐれた音楽を鑑賞していただき、豊かな情操を養い、芸術への理解を深めていただくため、交響楽の演奏会を開きます。
とき／8月20日（火）午後1時30分から
ところ／広島市公会堂
公演団体／読売日本交響楽団
入場資格／14歳から25歳までの青少年
申込み方法／往復ハガキに住所、氏名、学校名か職業名、年齢を書いて、青少年芸術劇場と朱書して8月5日（月）までに申し込むこと。先着順1,500名に招待券をさしあげます。
申込み先・問合せ先／広島県教育委員会事務局社会教育課（広島市基町10―52　電話28―2111内線615）

楽しい青少年映画教室へ
8月4・5・7の3日間

▨少年コース
とき／8月4日（日）午後1時30分から
上映映画／「友情の旅路」
とき／8月5日（月）午後1時30分から
上映映画／「千羽鶴」
とき／8月7日（水）午後1時30分から
上映映画／「海底大戦争」
▨青年コース
とき／8月4日（日）午後6時30分から
上映映画／「喜びも悲しみも幾歳月」
とき／8月5日（月）午後6時30分から
上映映画／「愛と死の記録」
いずれも、青少年センター大ホールで上映入場整理券は、市教育委員会社会教育課と青少年センターでお渡しします。

県美展への出品作品を
受付けは9月1日と2日

県民のみなさんから美術に関する作品を公募し、すぐれた作品を展示して鑑賞してもらい、県内文化の発展をはかるため、県美術展が開催されます。そのため作品を募集しますので、ふるって応募してください。
種目／日本画、洋画（油絵・水彩画・版画）彫刻、工芸、書、写真
受付け日時／9月1日（日）2日（月）の両日午前10時から午後4時まで。
開催場所／広島県立美術館
開催期間／9月22日（日）から、9月30日（月）まで。
出品規定、応募方法など、くわしいことは広島県立美術館（広島市上幟町2―22　電話21―6246）か市教育委員会社会教育課（電話45―2111内線396）へおたずねください。

狩猟講習会へご出席を
初心者・経験者両課程

狩猟免許を受けたい人は、つぎにより講習を受けてください。講習は初心者課程と経験者課程に分かれています。
手続き／申込書（県農林事務所林務課にある）に必要なことがらを記入して、最近6か月以内に写した写真（正面、上半身、無帽、ライカ判）と手数料（初心者課程は700円、経験者課程は400円の広島県収入証紙）をそえて、講習開催期日の15日前までに、広島農林事務所に提出してください。
日時と場所／①初心者課程＝8月25日・10月6日・10月27日の午前8時30分から午後5時まで、県庁6階講堂で②経験者課程＝8月4日・8月11日・9月1日・9月8日の午前9時から広島農林事務所3階会議室で。
くわしいことは、農林事務所林務課か県林務部治山課（いずれも電話28―2111）へおたずねください。

母子家庭向け市営住宅入居者
8月3日・4日・5日に受付け

8月3日・4日・5日のそれぞれ午前9時から午後4時まで、母子家庭向け市営住宅の入居者を募集します。受付けは市福祉事務所庶務課で。戸数は宇品12戸、観音1戸です。
申込みできる人は、①夫と死別または生別し、昭和43年9月1日現在で、20歳未満の子どもを扶養している人（現在、事実上婚姻関係にある人をのぞく）②市内に住所か勤務場所がある人で、住宅に困っている人③入居しようとする全員の、6月分の総収入月額から「（総収入月額－6,600円）×0.8－扶養家族数×2,000円）＝差引き月収」の算式により算出した差引月収合計額が20,000円以下であること――の資格が必要です。
そのほかのことは、本紙7月15日号4ページに掲載しておりますので、よく確かめて申し込んでください。

成人学校へご参加を
法律入門・英会話など

▨講座内容と講師：◇英会話＝山本勇三◇ペン習字＝白日行雄◇洋画＝柿手春三◇文学入門＝松元寛ほか◇謄写技術＝三宅照一郎◇心理学入門＝小林利宣ほか◇法律入門＝岡田俊男ほか◇囲碁入門＝浜島久義ほか◇水彩＝坂江重雄◇哲学入門＝佐藤清太◇経営学入門＝木田重雄ほか◇フォーク・ダンス＝向井アヤ子◇郷土史＝畑中誠治ほか◇話し方＝鈴木正和◇ギター＝沢村泰昌ほか　―敬称略―
▨期間：9月2日（月）から2月12日（水）まで。毎日午後6時から午後8時まで。
▨資格：①満15歳以上で、市内に在住または在勤している人。学歴は問わない②期間中休まずに出席できる人。
▨定員：各科目　50名
▨受講料：無料（ただし科目によっては教材費の必要なものがある）
▨受付け期間：8月12日（月）から8月17日（土）まで。
▨受付け場所：中央公民館（市内中島町1―2平和記念館内）
▨申込み方法：往復ハガキに受講希望科目、住所、氏名、性別、年齢を書いて申し込む。申込み数が定員を越えた場合は抽せんで受講者を決める。
▨問い合せ・要項の申込み先：広島市中央公民館（平和記念館内　電話41―5246）

「草木染め展」へどうぞ
8月3日から広島城郷土館で

とき／8月3日（土）から8月27日（火）まで
ところ／広島城郷土館4階展示品／草木染めの衣服、布団地、端切れ、染料標本など数10点
入場料／広島城郷土館への入場料（おとな30円、子ども15円）だけで、特別の料金はいりません。

今月の納期

市・県民税（2期分）
国民健康保険料（3期分）
納付期限　8月31日

広島市政と市民

人口と世帯
人口　547,512(547,808)
男　274,016(274,210)
女　273,496(273,598)
世帯　181,240(180,589)
6月30日現在
（カッコ内は5月31日現在）

8月15日号　No 283

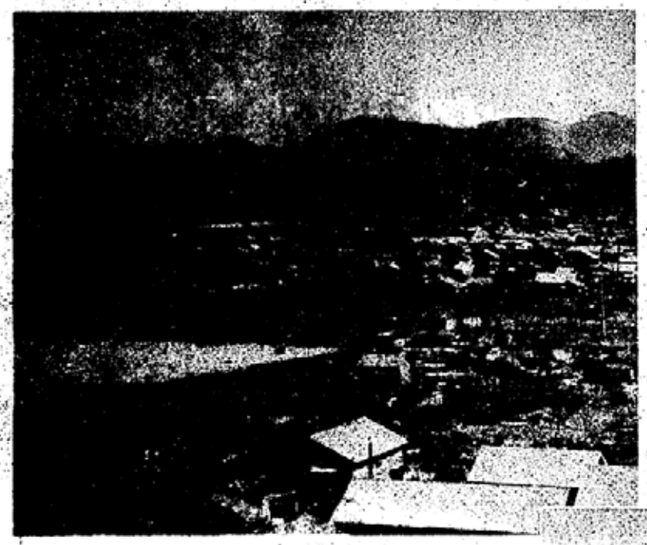

原子砂漠から平和都市へ

広島20年の今昔

七十年間は草木もはえないとまで言われた原子砂漠から、みごとに立ちなおった広島市は、いまや五十五万の人口をかかえる都市となり中・四国の中心として、そして、人類恒久平和を希求するメッカとして、名実ともにかねそなえた〝大広島〟をめざして発展しています。

原爆惨禍のおもかげを止どんど残さないその復興ぶりは、世界の驚異のまととなっています。

世界平和が確立するまでは、どうしても〝平和の灯〟を消してはなりません。わたくしたち広島市民としても、原爆の惨禍から立ちあがった、あの復興へのエネルギーをいま一度思いおこし、〝平和の灯〟の念願を絶やさないため、平和を願う世界の人たちとの連帯を強めながら、ひとりひとりが、その努力を積み重ねなければならないと思います。ここに、改めて、原爆死没者のめい福をお祈りします。

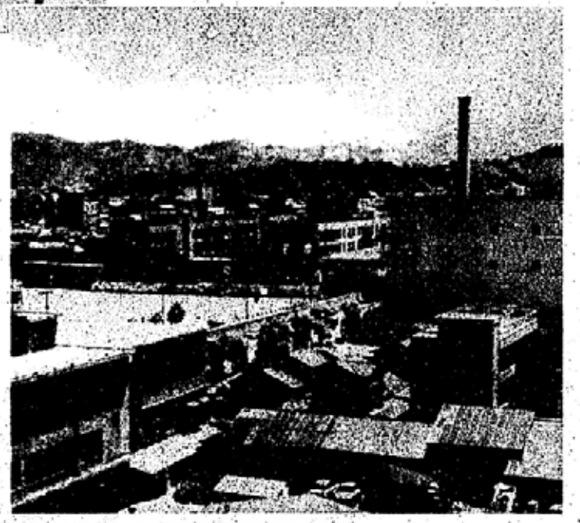

市役所屋上から比治山方面を見る
（上は昭和23年ごろ、下は昭和42年のもの）
佐々木雄一郎氏提供

わたしの見た広島

平和を叫べ

苦難の女神ヒロシマよ！

金丁煥

十年ぶりに広島大学大学院にもどって、まず驚いたのは、正門前のフェニックスの背伸びと、そのとこなつの緑であった。当時はソテツに毛が生えたくらいのもので、いろあいもかんばしくなく、たよりないものであった。フェニックスの背伸びは広島を、広大を、平和を、そして、明るい日本の未来を象徴するもののようであった。研究施設がさらに充実された大学、ビルのあいきそう市街、えんえんと続く車の行列。それにミニスカートの下にすんなりと伸びた脚。どれも驚くべきものであったが、人手不足でひっぱりだこにされる人間のネダンにはさらに驚いた。わがアルトハイデルベルクがニューヒロシマにと衣替えされてさびしい感もなくもないが、いまは遊園地になっている元の竹林と蓮池に未練を持つわたし自身のかってすぎる話しであろう。普通、日本は、西洋の機械文明は消化したけれども、精神文化はまだまだだと言われるようであるが、これは衣食足ったいまからの最大の課題であろう。

おおしく立て、東洋のチャンピオン日本よ！　平和を叫べ苦難の女神ヒロシマよ！　そして、真理の灯を守れ広大よ！

（韓国ソウル市立農業大学教授、広島大学大学院留学生）

編集・発行／広島市市長室広報課（電話代表 45−2111）　印刷／株式会社 文化社　発行日／昭和43年8月15日

住民基本台帳へ切り換え

窓口を一本化 来年度から

市民サービスの向上を

市民のみなさんに、もっとも関係の深かった住民登録法が廃止され、新しく住民基本台帳法が、昨年の十一月から施行されています。

この法律は、住民登録、配給、国民健康保険、国民年金、選挙の台帳を統合し、各種届書を一本化することによって、市民サービスの向上と事務処理の能率化をはかることをねらいとしています。

広島市では、現在、この新しい制度への切り換え作業を行なっています。

そこで、ここでは、住民基本台帳法にもとづく新しい制度のあらましをご紹介し、市民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

このたびの住民基本台帳法が制定されるまでは、市民のみなさんが住所を異動されたときなどには同じ市役所でありながら、それぞれの関係窓口に個々に届け出ていただかなければなりませんでした

これは、住民登録法、国民健康保険法、国民年金法、公職選挙法などの法律が、それぞれ独自に台帳を作成することや、届け出をさせることを定めていたためで、やむを得ませんでした。

また、市民のみなさんの届け出によって作成する台帳も、それぞれの台帳間で、住所、氏名などの記入事項がくいちがっていて、事務処理のうえで、支障をきたすことが少なくありませんでした。

このような市民のみなさんからの届け出の重複や、台帳の各行政間でのくいちがいといった不合理を改めるために、この住民基本台帳法では、①これまでの住民票に関する事項に加えて、国民健康保険に関する事項、国民年金に関する事項、選挙に関する事項、米穀類の配給に関する事項を記載する住民基本台帳を新たに作成しこの台帳をあらゆる行政の基本とする③住民基本台帳に記載されている事項に関する市民のみなさんからの届け出は、ひとつの窓口に届け出ればよい③住民基本台帳をあらゆる行政の基本とするため、定期的に実態調査をして、この台帳を常に正確なものとすること——の三点を大幅に改善しています

（表1）

住民基本台帳法関係	転入届、転居届、転出届、世帯変更届
国民健康保険法関係	被保険者資格取得届、法第116条該当届、被保険者氏名変更届、被保険者世帯変更届、世帯主住所変更届、世帯主変更届、被保険者資格喪失届
国民年金法関係	被保険者資格取得届、任意加入被保険者資格申出書、被保険者資格喪失届、被保険者死亡届、被保険者任意脱退承認申請書、任意加入被保険者資格喪失申出書、被保険者受給権者氏名住所変更届
原爆被爆者の医療などに関する法律関係	原爆被爆者の医療などに関する法律関係、原爆被爆者住所氏名変更届、原爆被爆者死亡届
公職選挙法関係	選挙人名簿登録申出書、選挙人名簿登録の異動に関する文書交付申請書

電子計算機を活用して事務処理を能率的に

これらの改善点を具体的に、どのように実施するか、それは、各市町村の創意くふうにまかされています。したがって、広島市では①市民のみなさんに関する台帳や市民のみなさんからの届け出は、法律で定められていることから以上に、できるだけまとめることによって、市民サービスの向上をはかる②電子計算機をフルに活用することによって、住民に関する情報の処理体制を確立し、事務処理の能率化をはかる——この二点を基本的な考えかたにして、広島市独自の実施計画を立案し、おそくとも四十四年度から実施できるように、現在、岩々とその準備を進めています。

この準備が完了する本年度末までには、（表1）の届け出が、戸籍課や各出張所の窓口だけで一度にすむようになりますので、市民のみなさんにとってはひじょうに便利になります。

しかし、反面、必要な書類が全部そろわないと、届け出を受けつけてもらえないということにもなります。市民のみなさんが住民異動届をされるときには、（表2）の書類や印鑑などを必ずご持参ください。

また、四十四年度の後半から四十五年度にかけて、電子計算機に住民票を記憶させることによってこれまで、多くの人と時間をかけて作成していた各種法定予防接種の通知書や入学指定通知書などの各種の通知書、市役所の事務処理上必要な資料を、電子計算機で短時間のうちに作成することができるようになります。

しかし、このような画期的な改善を実施するにあたって、前にものべたとおり、いままで、各課がばらばらに作成していた台帳を住民票とつきあわせて、住民基本台帳にそれぞれの事項を記載しなければなりません。ところが、同一人であるにもかかわらず、住所などが、各台帳に異なって記載されているために、つきあわすことができないものが相当数でるものと予測されています。これらは、ひとつひとつ実態調査をしなければなりません。広島市はこの調査を往復ハガキで市民のみなさんに照会する方法と、市役所の職員が市民のみなさんのご家庭を戸別に訪問して調査する方法の二本立てで実施する計画です。

（表2）　届け出人の資格は ①本人 ②世帯主（手続きには印鑑をお忘れなく）

届出の種類	どんな届を	いつまでに	手続きに必要なもの
市外から転入したとき	転入届	14日以内	①転出証明書（前住地の市町村長が発行）②国民健康保険被保険者証（転入者がすでに国民健康保険に加入している世帯の世帯員になったときだけ）③前国民健康保険から引き続き国民年金の被保険者であるときは、国民年金手帳④米穀通帳⑤国民年金の受給権者であるとき、国民年金証書⑥前住地から引き続き通学する児童・生徒がいるときは在学証明書
市内で住所が変わるとき	転居届	14日以内	①国民健康保険に加入しているときは被保険者証②国民年金に加入しているときは国民年金手帳③米穀通帳と異動申告書④印鑑⑤国民年金の受給権者であるときは国民年金証書⑥前住地から引き続き通学するとき童・生徒がいるときは在学証明書⑦被爆者がいるときは被爆者健康手帳
市外へ転出するとき	転出届	転出するまえに	①国民健康保険に加入しているときは被保険者証②米穀通帳と異動申告書③転出証明書の交付を受け転出先市町村へ提出する④印鑑⑤被爆者がいるときは被爆者健康手帳
世帯を変更するとき	世帯変更届	14日以内	①国民健康保険に加入しているときは被保険者証②米穀通帳③印鑑
世帯主を変更するとき	世帯主変更届	14日以内	同上
子どもが生まれたとき	出生届	14日以内	①国民健康保険に加入しているときは被保険者証②母子手帳③米穀通帳④印鑑
家族の人が死亡したとき	死亡届	14日以内	①国民健康保険に加入しているときは被保険者証②国民年金の被保険者であるときは国民年金手帳、受給権者であるときは国民年金証書③米穀通帳④印鑑⑤被爆者がいるときは被爆者健康手帳⑥その他、死体埋火葬許可申請をしてください。

新しい住民票を保管するビジブル・レコーダー

異動届はすみやかに

これまで説明してきたように、住民基本台帳は、あらゆる行政の基本になるものですから、この台帳に記録されていない限り、国民健康保険、国民年金、選挙、その他の資格を取得することができなくなります。また、市役所から出すいろいろな通知書や連絡書がみなさんの家庭に届かないといったことにもなります。

市民のみなさんにとって、このようなことで健康保険や国民年金に加入できなかったり、選挙することができなかったり、また、市役所からのたいせつな通知書や連絡が届かなかったりするということになれば困ります。ですから、まだ市役所に届け出をすませていないつぎのような人は、住所が、本庁管内の人は戸籍課、各出張所管内の人はそれぞれの地元の出張所へ、すぐ届け出てください。

▼広島市に転入した人
▼市内で住所を移した人
▼住民票、国民健康保険証、国民年金手帳、被爆者健康手帳、選挙人名簿の住所が異なっている人
▼世帯主が異動した人
▼その他、現在の住所地に住民票がない人

なお、世帯員の一部の人が出生死亡したり、結婚や別居などにより転出・転居をしたりした場合にも届け出てください。

住民票の写しを機械複写に

これまでは、一部の出張所をのぞいて手書きにより住民票の「写し」（いままでの謄本、抄本にあたるもの）を作成していましたが、新しい住民票ができますと、全部機械複写によって住民票の「写し」を作成し、交付します。

この「写し」には、世帯員全員がのります。いままでの手書きの場合には、必要とする人だけを書きぬいていましたが、機械複写の場合には、とくに請求のないかぎり世帯員全員が複写されます。

このため、料金も、九月一日から世帯員全員の「写し」（いままでの謄本）も、世帯員の一部の「写し」（いままでの抄本）の区別なく、一世帯につき、五十円に改めることにしていますので、ご了解くださるようお願いします。

水災害を防ごう

危険個所は修理を

毛布、飲料水などを忘れずに

水はけをよくし、危険個所は修理を

知っておこう避難場所

▼避難するときの心得

洪水・高潮・山くずれなどの危険が切迫し、人命に被害を及ぼすおそれがあるときは、避難の勧告や避難の指示を行ないます。避難するときは、消防職員、消防団員、警察官の指示にしたがって冷静に行動し、①老人病人・子どもは早めに避難させる②食機・毛布・照明器具・飲料水などを用意する③火事を起こさないために、家の中の火を全部消す④傷薬・消毒薬などの応急薬品を用意する⑤家の戸締りを厳重にする⑥台風のときは、瓦やトタンなどが飛んでくるので、ざぶとんなどで頭を保護する——などの点に注意してください。

▼避難場所

災害が発生したときの避難先として、つぎの百七か所を決めていますので、各地区にある避難先と道順をよく調べて、家族全員がよく話し合っておきましょう。

戸坂小　城北学園　中山小　矢賀小　矢賀幼稚園　尾長小　二葉中　松商学園　大洲小　大洲中　青崎小　光洋寺　大河小　仁保小　西福寺　楠那小　比治山小　市工高　比治山女子高　県工高　荒神高　竹屋小　大手町中　大手町商高　千田小　広大　修道学園　宇品中　宇品小　宇品東小　広陵学園　輪場　海上ビル　女子大　東洋ハウス　元宇品小　中島小　平和記念館　公会堂　吉島小　吉島ろう学校　広島職業訓練所　似島中　似島小　似島船舶場　大芝小　楽　福音小　福音中　福音高　南福音小　己斐小　清心学園　古田小　広島学院　草津小　井口小　鈴が峰学園　付属工高　町小　段原小　段原中　女子商　椿実小　翠町小　翠町中　牛田小　牛田中　市商高　女学院大　比治山学園　藏田文化服装学園　安田女子高　広島アリーナ　観音小　観音中　観音高　南観音小　舟入小　舟入高　江波小　県商高　広島学院　草津小　井口小　鈴が峰学園　付属工高　広島城北学園　中山小　矢賀小　尾長小　二葉中　松商学園　大洲小　大洲中　青崎小　光洋寺　大河小　仁保小　西福寺　楠那小　比治山小　市工高　比治山女子高　県工高　荒神高　竹屋小　大手町中　大手町商高　千田小　広大　修道学園　宇品中　宇品小　宇品東小　広陵学園　輪場　海上ビル　女子大　東洋ハウス　元宇品小　中島小　平和記念館　公会堂　吉島小　吉島ろう学校　広島職業訓練所　似島中　似島小　似島船舶場　大芝小　楽　福音小　福音中　福音高　南福音小　己斐小　清心学園　古田小　広島学院　草津小　井口小　鈴が峰学園　付属工高　町小　段原小　段原中　女子商　椿実小　翠町小　翠町中　牛田小　牛田中　市商高　女学院大　比治山学園　藏田文化服装学園　安田女子高　広島アリーナ　観音小　観音中　観音高　南観音小　舟入小　舟入高　江波小　県商高　広島学院　草津小　井口小　鈴が峰学園　付属工高　広島城北学園　中山小　矢賀小　尾長小　二葉中　松商学園　大洲小　大洲中　青崎小　光洋寺　大河小　仁保小　西福寺　楠那小　比治山小　市工高　比治山女子高　県工高　荒神高　竹屋小　大手町中　大手町商高　千田小　広大　修道学園　宇品中　宇品小　宇品東小　広陵学園　輪場　海上ビル　女子大　東洋ハウス　元宇品小　中島小　平和記念館　公会堂　吉島小　吉島ろう学校　広島職業訓練所　似島中　似島小　似島船舶場　大芝小　楽　福音小　福音中　福音高　南福音小　己斐小　清心学園　古田小　広島学院　草津小　井口小　鈴が峰学園　付属工高　広島城北学園　中山小　矢賀小　尾長小　二葉中　松商学園　大洲小　大洲中　青崎小　光洋寺　大河小　仁保小　西福寺　楠那小　比治山小　市工高　比治山女子高　県工高　荒神高　竹屋小　大手町中　大手町商高　千田小　広大　修道学園　宇品中　宇品小　宇品東小　広陵学園　輪場　海上ビル　女子大　東洋ハウス　元宇品小　中島小　平和記念館　公会堂　吉島小　吉島ろう学校　広島職業訓練所　似島中　似島小　似島船舶場　大芝小　楽　福音小　福音中　福音高　南福音小　己斐小　清心学園　古田小　広島学院　草津小　井口小　鈴が峰学園　付属工高

こんなことにならないように
＝四十年六月に起きた南段原町の土砂くずれ現場

看護婦業務にご理解を

市民病院で一日看護婦

どこの病院でも看護婦さんの手不足に困っているとき、保健婦・助産婦・看護婦法が制定されて二十年目を迎え、広島市民病院では一日看護婦の行事を開きました。

一日看護婦になったのは大下学園と武田学園の女子学生八名で、学生服を白衣に着かえ、内科、外科など八つの部門に一名ずつが配属されました。

各科では、婦長が付添って、看護業務の手ほどきをするほか、一日の業務を終えたのち、院内の看護婦さんと懇談するなど、貴重な体験を得ましたが、参加者のひとりは「看護婦さんの仕事が、意義あるものだとよくわかりました。勤務はたいへんですが、やりがいのある仕事です」とのべ、将来、看護婦さんになりたいという希望をもたれました。

市民病院の総婦長中野さんは、「こうした機会をつうじて、看護婦業務を理解してもらい、ひとりでも多くの人にこの道を選んでいただきたい。看護婦資格もいろいろあるので、くわしいことを知りたい人には、よろこんでご説明する」と話し、一日看護婦の行事を終了しました。

回診の指導をうける一日看護婦さん

看護婦さんへの道は中学校を卒業したのち県が指定する学校を二年間で終了し、県がもうける資格試験をパスした准看護婦、高等学校を卒業したのち三か年間を指定学校で勉強し、国家試験をパスした正看護婦などがあり特殊な勤務に対応した待遇改善も行なわれることになっています。みなさんのご応募をおまちしています。

★年金・恩給★

福祉年金額などが改善されました

七十歳以上のおとしよりや国民年金ができるまえに、重い障害や母子の状態にあった人などに支給する国民年金の福祉年金が、ことしも改善されました。

年金額は、ことしの一月分から引きあげられていますが、ことしの十月分から、ふたたびつぎのようにあがります。

- 老齢福祉年金／一万九千二百円を二万四百円に
- 障害福祉年金／三万円を三万二千四百円に
- 母子・準母子福祉年金／二万四千円を二万六千四百円に

福祉年金は、その金額が国の負担であるため、あるていどの所得制限はやむを得ないとされていますす。しかし、この所得制限も年々緩和されています。ことしも五月から、つぎのように改められています。

- 本人所得制限／限度額が二十六万円から二十八万円に、また、受給権者本人が扶養する子や孫がある場合、これらの子や孫に加算する額が六万円から七万円に引きあげられました。
- 配偶者や扶養義務者所得制限／限度額（扶養家族五人の標準世帯の場合の収入額）九十三万二千五百円から百五万五千円に引きあげられました。

このように、福祉年金は、たびたび改善されています。まだ請求しないでいる人は早く請求してください。支給停止になっていた人も同様です。

児童扶養手当が引きあげられます

児童扶養手当は、手当額を児童ひとりの場合、月額千七百円から二千四百円に、二人以上の場合、二千四百円に、三人以上の児童ひとりにつき四百円を加算した額から二千六百円に、三人以上の児童ひとりにつき四百円を加算した額に、それぞれことしの十月から引きあげられます。

特別児童扶養手当は、手当額を児童ひとりにつき月額千七百円から千九百円に、ことしの十月から引きあげられます。

所得制限は、児童扶養手当、特別児童扶養手当とも福祉年金の制限額と同じです。

旧軍人恩給（扶助料）の請求が時効になります

昭和三十六年に、恩給法の一部が改正され、外地に従軍した期間に対し、加算年が認められることになり、恩給資格取得のための基礎在職年に算入されることになりました。

旧軍人・軍属（身分が判任官以上の軍属）として、終戦までに外地におおむね三年以上勤務された人には、この加算年を算入することにより、旧軍人恩給最短年限（准士官以上十三年、下士官以下十二年、軍属十七年）に達し、普通恩給を受ける資格が生じる場合があります。また、この普通恩給を受ける資格のある人が死亡している場合には、その遺族に普通扶助料が支給されます。ところで、この普通扶助料は昭和四十三年九月三十日限りで、また、普通恩給は昭和四十四年九月三十日限りでいずれも時効になり、請求の権利がなくなります。これらのことがらの相談会が、つぎにより開催されますので、該当見込みの人で、まだ請求手続きがすんでいない人は、あらかじめ自分の軍歴を記載した申立書を作成し、当日ご持参のうえ相談会においでください。

とき／八月二十五・二十六日（午前十時から午後三時まで）

ところ／軍人恩給相談所（田中町興徳寺内　電話四一―九五三九）

このことは、市役所福利課へおたずねになってもけっこうです。

個人事業税一期分は八月三十一日までに

個人事業税（県税）は、年二回（八月と十月）に分けて納めていただくことになっていますが、その第一回目の納期は、八月十五日から八月三十一日までです。お忘れにならないように納めてください。

くわしいことは、広島県税事務所（基町一〇―二三　電話二八―二一一一）へおたずねください。

●募集●

女性のアイディア作品

市内の女性の日常生活における体験から生まれた、実用性にとんだアイディア作品を募集しています。

会期／四十三年十一月九日（土）から十一月十二日（火）まで。

会場／平和記念館（中島町　平和公園内）

応募資格／市内に住む女性（ただし、市外の人の出品は参考出品として展示します）

申込み場所／市役所商工課

申込み締切り／四十三年十月十二日（土）正午

くわしくは市役所商工課（電話四五―二一一一内線六九三）へおたずねください。

施設見学会への参加者

市民のみなさんに市政を理解していただくため、毎月一回、施設見学会を行ない、市のいろんな施設がどのような働きをしているかを見学していただいております。

とき／八月二十八日（水）午前九時から午後三時三十分まで。

見学する施設／社会福祉センター　中清掃事務所、食肉中央卸売市場　ユース・ホステル、牛田浄水場、下水処理場（雨天の場合、変更することがあります）

集合場所と集合時間／市役所玄関前に午前八時四十五分までに集合

申込み先／市役所広報課（電話四五―二一一一内線五〇九）必ず電話で申込んでください。

定員／五十名（定員になりしだい締め切ります）

その他／料金はいりません。昼食は必ずご持参ください。

広島市政と市民

市民ダイヤル
43－6783
43－0440
市政に対する苦情、要望、意見などは、この市民ダイヤルで、公聴課へおかけください。

9月1日号　No 284

明るく☆健康に

三歳児の健康診査

10月13日まで必ず受診を

三歳児の健康診査を行ないますので、該当者は必ず受けてください。

対象者／◇東保健所＝昭和40年1月1日から同年10月31日までに生まれた子ども◇西保健所＝昭和39年10月1日から同40年9月30日までに生まれた子ども

実施期間と場所／▼東保健所管内　◇9月3日＝荒神町小◇4日＝大洲小◇5・6日＝吉島小　東保健所内では、9月10日・17日・24日・10月1日・8日・15日・22日・29日・11月5日にそれぞれ健診を行ないます。▼西保健所管内　◇9月10日＝大芝小◇11日＝広瀬小◇12日＝江波小◇17日＝神崎小◇18日＝三篠公民館◇19日＝舟入小◇20日＝天満小◇10月1日＝観音小◇2日＝南観音小◇3日＝己斐小◇4日＝井口集会所◇8日＝草津小◇9日＝古田小◇13日＝本川小

受付け時間／東・西保健所各会場とも、午後1時30分から同2時30分まで。東保健所内で実施するときは午後1時から同1時30分まで

診査料／無料

母子手帳、通知書と同封の心の発育調査書を持参してください。

くわしいことは、市役所衛生課（電話45—2111内線731）までおたずねください。

被爆者健診と特別手帳の検認を

9月の日程と場所

特別被爆者手帳の検認とあわせて、43年度1回目の被爆者健康診断を実施しています。9月の日程と場所はつぎのとおりです。

出張班／◇2日＝西隣保館◇3日＝中広中◇4日＝井口保育園◇5・6・9・10日＝教専寺（草津本町）◇11・12・13日＝求道寺（古田町高須）◇16・17・18・19・20日＝光西寺（己斐上町）

▩原爆被爆者福祉センター班＝◇2・3・4・5・6・9・10・11日＝吉島学区◇12・13・16日＝広瀬学区◇17・18・19・20日＝天満学区

▩舟入被爆者健康管理所班＝◇3・4・5・6・9・10・11・12・13・16・17・18・19・20・24・25・26・27・30日＝舟入南町

受付け時間は、いずれも午前9時30分から同11時45分までと午後1時から同3時45分までです。

一般手帳は検認しません。特別手帳をお持ちの人で、長いあいだの病気などで本人がおいでになれないときには、代理人がそのことを受付けへ申し出て、手帳の検認だけを受けてください。また、住所、氏名が変わった人や死亡した人の手帳をお持ちのときは受付けへ申し出てください。

10月1日から新しくなります

国民健康保険の保険証

国民健康保険の被保険者のみなさんが持っておられるいまの保険証は、有効期限が9月30日までになっていますので、10月1日からは使えなくなります。新しい保険証は、9月の中ごろまでに、被保険者のみなさんへお送りします。

新しい保険証をお使いになるときは、つぎのことにご注意ください。

①通院、入院などのため、病院や医院に提出しておられる現在の保険証は、新しい保険証と取り替えてください②住所の変更届をしないで住所を変わっておられる人には、新しい保険証をお送りすることができませんので前住所地の市役所出張所（本庁管内は市役所戸籍課）へ手続きをして、新しい保険証を受け取るようにしてください③被保険者やそのほか記載事項に異動があるときは、地元の市役所出張所か国民健康保険課へお届けください。

くわしいことは市役所国民健康保険課（電話45—2111内線321・596）へおたずねください。

・相　談・

特別相談日の御利用を

法律、家事、交通事故など

◇月曜日＝法律相談（弁護士）◇火曜日＝家事相談（家庭裁判所相談部員）◇水曜日＝人権相談（人権擁護委員）◇木曜日＝交通事故相談（弁護士）◇金曜日＝国の行政相談（行政相談委員）、土地・建物相談（宅地建物取引業協会会員）

各曜日とも午後1時から同4時まで。場所は市役所公聴課特別相談室です。

精神衛生「心の健康相談日」

3保健所で、第2・4木曜日に

東・西・南各保健所では、乳幼児、成人病などの健康相談とあわせて、心とからだをすこやかにするため、精神衛生〝心の健康相談〟を専門医師によって行なっております。すべて、無料で相談に応じておりますので、安心してご利用ください。

相談日／毎月第2・第4木曜日　午後1時から同3時まで。

くわしいことは東保健所（電話41—1151）、西保健所（電話31—2067）、南保健所（電話51—5316）の予防課へおたずねください。

毎月20日は県税相談日

苦情や不満をお気軽に

県では、43年度から毎月20日（当日が日曜日か国民の祝日にあたるときはその翌日）を県税の相談日として、県税事務所で県税に関する税法などの解釈とか、納税や申告・申請などの手続き、その他県税に対する苦情や不満など、いっさいのご相談を受けることになりました。

相談日には、幹部職員が直接ご相談に応じますので、ご遠慮なくおいでください。県税に対するご相談は、相談日以外の日でもお受けしますので、お気軽に申し出てください。

みんなやさしく話し合い
9月15日は「家庭の日」

ハイ注意あの子この子がいま渡る
交通安全スローガン

編集・発行／広島市市長室広報課（電話代表45－2111）　印刷／株式会社柳盛社印刷所　発行日／昭和43年9月1日

募集

市民サイクリングへご参加を

熊野町の筆づくりを見学

青少年のあいだに健全な野外活動を広く普及・振興させるため、64回目の市民サイクリングを実施します。

とき／9月8日（日）雨天の場合は9月15日（日）に変更

目的地／安芸郡熊野町筆づくり見学（往復40キロ　青少年向き）

集合場所と時刻／市役所前に午前8時30分までに集合

申込み先／県サイクリング協会事務所（東平塚町10—10）

申込期限／9月5日（木）

申込み要領／官製ハガキにまず「第64回市民サイクリング申込書」と書き、住所、職業か学校名、年齢、性別、連絡先電話（呼出しも含む）を記入して申し込む。

くわしいことは、県サイクリング協会事務所（電話43—0226）へおたずねください。

青少年のための読書会へご参加ください

あなたの教養を深めるため、読書会へご参加になりませんか。

とき／9月5日（木）午後6時30分から

ところ／青少年センター図書室

課題／「フィガロの結婚」　ド・ボーマルシェ著

講師／中村義男先生（安田女子大教授）

料金／無料

県職員初級・中級採用試験

申込み期日は9月14日

受験資格／◇初級試験＝昭和20年4月2日から昭和26年4月1日までに生まれた人で学歴は問わない◇中級試験＝短期大学か高等専門学校を昭和43年3月以降に卒業した人か昭和44年3月までに卒業する見込みの人で、年齢は問わない。

試験の方法／▨1次試験◇初級試験＝事務職は教養・適性試験と作文、その他の職種は教養試験と専門試験を高等学校卒業ていどで行なう◇中級試験＝教養試験を初級試験と同じていどで行ない、専門試験を短期大学か高等専門学校卒業ていどで行なう。2次試験は口述試験と身体検査を行なう。

1次試験の月日と場所／9月29日（日）に皆実高校と工業高校で行なう。

申込書の受付け期限／9月14日（金）まで。

くわしいことは広島県人事委員会（電話28—2111）へお問い合わせください。

計量器の定期検査を

9月2日～9月30日

ハカリ・オモリ・分銅など、計量器の定期検査を、晴雨にかかわらず行ないますので、必ずお受けください。日程と場所はつぎのとおりです。

◇9月2日＝元宇品保育園◇3日＝宇品町千暁寺◇4日＝宇品小◇5・6日＝宇品出張所◇10日宇品町千田廟公園◇11日＝県立広島病院◇12日＝皆実出張所◇13日＝翠町第一公園◇17日＝皆実小◇18日＝広島県食品工業試験場◇19日＝大河保育園◇20日＝楠那小◇25日＝柞木会館◇26日＝広島大学医学部付属病院◇27日＝市計量検査所◇30日＝仁保小

受付け時間は、いずれも午前9時30分から正午までと午後1時から同3時30分までです。

有利で、便利です

中小企業退職金共済制度へご加入を

中小企業退職金共済制度は、中小企業で働いている人が安心していつまでも働くことができるように、そして、企業がますます発展するようにということで、国によって設けられたものです。この制度は、有利で便利なものですから、該当者はどしどしご加入ください。

加入の範囲／常用の従業員300人（商業・サービス業などは50人）以下の事業所に限ります。

加入の条件／加入するかしないかは事業主の自由ですが、加入する場合はすべての従業員を加入させるようにしてください。

申込み方法／申込書に申込金（掛金）を添えて、近くの金融機関の窓口で申し込んでください。申込用紙は金融機関の窓口に用意してあります。

掛金の額／ひとり月200円以上1,000円までは100円きざみ、1,000円以上2,000円までは200円きざみになっています。

掛金の払込み／掛金は事業主の負担で毎月末日までに金融機関へ払い込んでください。

退職金の支払い／退職金は従業員が退職したとき、直接その従業員に支払われます。従業員が死亡したときはその遺族に支払われます。

くわしいことは、県労政事務所（電話28—2111）へおたずねください。

また、この中小企業退職金制度のほかに、建設業退職金共済制度もありますので、くわしいことは、建設業退職金共済組合（東白島町43—1　電話21—5451）へお問い合わせください。

不起訴処分に不満な人は検察審査会へ

詐欺、おとし、交通事故など犯罪の被害にあって警察や検察庁に訴えたが、「検察官がその事件を裁判にかけてくれない。どうもなっとくがいかない……」—こんな不満をもっている人はおられませんか。そういう人は、そのまま泣き寝入りをしないで検察審査会にご相談ください。

被害者は検察審査会に申し立てて、もう一度調べなおしてもらうことができます。申立ては無料です。

くわしいことは、広島検察審査会（上八丁堀2—43広島地方裁判所内　電話21—2411）へおたずねください。

本紙8月15日号の記事を追加訂正します

本紙8月15日号2ページ表2のうち、出生届、死亡届の届け出期限が「14日以内」とありますが、これは、住民基本台帳への届出期限であり、別に戸籍の届出を、出生届は14日以内、死亡届は7日以内にしなくてはなりません。

8月15日号に掲載した表2の中には、戸籍への届出期限がもれておりましたので、追加し、あわせてもれていたことをおわびします。こんごおまちがいのないようご注意ください。

9月8日に「愛犬交換会」

多数おいでください

「愛犬交換会」は、犬の正しい飼いかたや捨て犬の防止、野犬のぼく滅を目的にして行なっているもので、犬が飼いたい人、犬がいらなくなった人が集まり、おたがいに交換する催しです。しかし、交換する犬を飼っていない人でも、この交換会へおいでになり、好きな犬がおれば引き取って飼うことができます。交換できる犬は生後2か月以上ですが生まれてまもない子犬でも引き取ります。

当日は犬の登録、※狂犬病予防注射、犬の無料健康診断、犬の美容相談、避妊手術相談、飼犬相談なども行ないます。

とき／9月8日(日)午後1時から午後4時まで

ところ／市飼犬管理事務所（市内富士見町11－27　東保健所構内）

交換会以外でも、犬がいらなくなった人や、犬がほしい人は飼犬管理事務所へおいでください。